



### 市長インタビュー

## 明るく活気に満ちた豊かな地域社会の実現をめざして

●改正後の介護保険制度について、どのようにお考えですか。  
 高藤市長 今回の制度改正では、状態の維持や改善が見込まれる要支援の方を対象とした介護予防サービスや、要支援・要介護になる恐れのある高齢者の方を対象とした地域支援事業が実施されるほか、住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とした地域密着型サービスが導入される等、「介護予防」や「地域」が重要視されております。  
 このような制度改正を踏まえ、利用者の状況にもとづく良質で安定した介護サービスを確保するとともに、保健・福祉・医療の一層の連携を図るほか、市民の皆さんの声を反映した制度運営を行うことで、介護予防を基本とした地域社会を実現していくことが重要であると考えております。また、皆さんに制度をご理解いただき、新制度のさらなる充実が図れるよう、わかりやすい情報提供に努めていきます。

### ●地域包括支援センターの役割と整備方法について、お聞かせください。

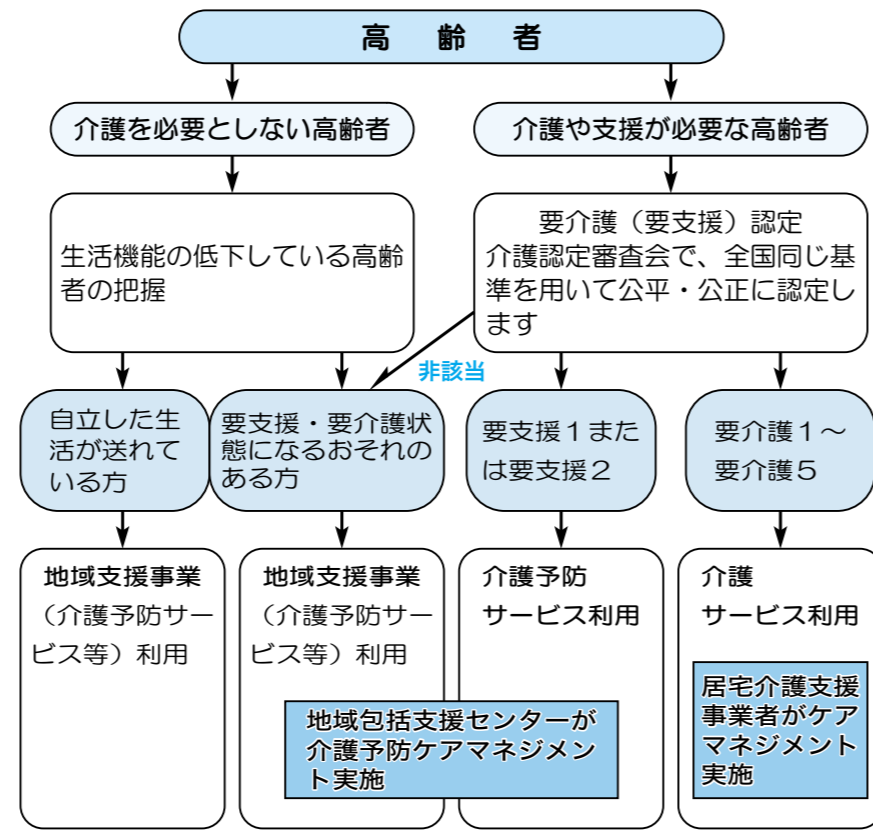
市長 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を持ち自分らしく生活することができるよう、地域包括支援センターを設置することとなりました。

市では、これまで地域ケアに積極的に関わっていただいた在宅介護支援センター等をより発展させ、市内を14の日常的生活圏に分けて地域包括支援センターを整備していきます。今後は、地域包括支援センターを中心として地域ネットワークをさらに充実させ、安心して暮らせる地域生活支援体制を確立していきます。

今後も、皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

# 介護予防重視型

## ★介護予防重視の新たなしくみ(全体の概要)★



高齢者の自立支援 → ①介護が必要となることを防ぐ  
 ②介護状態が悪化することを防ぐ

### ■平成18～20年度の介護保険料(65歳以上/実際の納付額は100円未満切り捨て)

| 段階区分      | 対象者   | 基準額に対する割合 | 保険料(12か月分) |
|-----------|---|-----------|------------|
| 第1段階      | 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税                 | 0.5       | 20,916円    |
| 第2段階      | 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下   | 0.65      | 27,190円    |
| 第3段階      | 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える | 0.75      | 31,374円    |
| 第4段階(基準額) | 本人が住民税非課税(世帯は課税)                            | 1         | 41,832円    |
| 第5段階      | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満                     | 1.25      | 52,290円    |
| 第6段階      | 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満              | 1.5       | 62,748円    |
| 第7段階      | 本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満              | 1.65      | 69,022円    |
| 第8段階      | 本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上                     | 1.75      | 73,206円    |

◎合計所得金額は事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等)等の合計額で、扶養控除等の所得控除額や損失の繰越控除、土地等の譲渡所得の特別控除を差し引く前の金額になります。なお、老年者の非課税規定の廃止等の税制改正の影響で住民税が課税となる被保険者やその方と世帯の被保険者の方には、平成20年度までに本来適用される保険料額に移行するよう、保険料が段階的に別途設定されています。

市では、明るく活気に満ちた豊かな地域社会の実現をめざし、すべての市民が安心して暮らし続けることができるよう、充実した事業の推進と地域生活支援体制の整備を進めていきます。

「ここが新しくなりました」  
 地域包括支援センター  
 従来の在宅介護支援センター等を地域包括支援センターとして、市内に14か所設置し、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等を配置します。地域の高齢者とその家族の総合相談窓口として、総合相談支援▼支援を必要とする高齢者の早期発見と実態把握▼地域ケアネットワークの推進▼介護予防ケアマネジメントの実施▼介護予防ケアマネジメントの実施▼権利擁護・虐待防止▼ケアマネジャーの支援を行います。

「ここが変わりました」  
 要介護認定  
 認定申請 本人や家族のほか、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設に加え、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センターでも代行できます。  
 要介護認定状態区分 介護予防給付対象となる方の認定区分が要支援1、「要支援2」となりました。認定審査会で、調査結果と主治医意見書をもとに、心身の状態、介護の手段の程度を審査・判定します。  
 要支援1:日常生活に何らかの支援を要する軽度の状態の方  
 要支援2:介護の手間の程度が要介護1相当の方で、介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる方

「ここが新しくなりました」  
 第3期所沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
 介護保険法では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の3年ごとの見直しが決まっています。今回策定した平成18～20年度の「第3期所沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」には、制度の改正に伴い、日常生活圏の設定▼地域密着型サービスの開始▼介護予防としての地域支援事業の開始等、地域ケア・介護予防重視の考え方を組み込んでいます。◎市役所1階・市政情報センターで、計画書をご覧いただけます。また、1部300円で同センターにて頒布しています。

# への転換



高齢者スポーツ大会の様子

【問い合わせ】  
 ●制度に関する事…介護保険課 (☎2998-9420・FAX2998-9410)  
 ●計画に関する事…高齢者支援課 (☎2998-9120・FAX2998-1147)  
 ●介護予防事業に関する事…保健センター成人保健課 (☎2991-1811・FAX2995-1178)

「ここが新しくなりました」  
 地域密着型サービス  
 介護が必要な状態になっても、できるかぎり住み慣れた地域で暮らせるよう、日常生活圏ごとに小規模多機能型居宅介護▼小規模(定員29人以下)の特別養護老人ホーム▼小規模(定員29人以下)の介護専用型有料老人ホーム等▼認知症対応型グループホーム▼認知症対応型デイサービス▼夜間対応型訪問介護の各サービスを地域の実情に応じて整備します。なお、サービスは所沢市民の方がご利用できます。

| 名称              | 電話番号      | 担当地域   |
|-----------------|-----------|--|
| 所沢地域包括支援センター    | 2926-4426 | 宮本町・西所沢・金山町・喜多町・北有楽町・日吉町・東町・寿町・元町・御幸町・旭町・有楽町・星の宮 |
| 三ヶ島第1地域包括支援センター | 2923-8780 | 三ヶ島・堀之内・靴谷・林・和ヶ原・西狭山ヶ丘                           |
| 三ヶ島第2地域包括支援センター | 2926-7800 | 東狭山ヶ丘・狭山ヶ丘・若狭                                    |
| 小手指第1地域包括支援センター | 2947-1211 | 上新井・北野・小手指南・小手指元町・小手指町5丁目                        |
| 小手指第2地域包括支援センター | 2923-8780 | 小手指町1～4丁目  |
| 山口地域包括支援センター    | 2947-1211 | 山口・上山口   |
| 富岡地域包括支援センター    | 2942-0067 | 北中・岩岡町・所沢新町・中富・中富南・下富・神米金・北岩岡                    |
| 新所沢地域包括支援センター   | 2921-2199 | 松葉町・弥生町・美原町・北所沢町・花園                              |
| 新所沢地域包括支援センター   | 2990-2580 | 緑町・榎町・泉町・青葉台・けやき台・向陽町                            |
| 松井西地域包括支援センター   | 2994-1615 | 上安松・生沼・東新井・西新井                                   |
| 松井東地域包括支援センター   | 2951-5500 | 下安松・松郷・東所沢和田                                     |
| 柳瀬地域包括支援センター    | 2951-5812 | 東所沢・本郷・南永井・日比田・亀ヶ谷・城・坂之下                         |
| 吾妻地域包括支援センター    | 2929-6965 | くすのき台・東住吉・南住吉・西住吉・久米・北秋津・松が丘・荒幡                  |
| 並木地域包括支援センター    | 2943-7333 | 並木・若松町・こぶし町・北原町・中新井・下新井                          |

◎一部地域の方は、担当地域の地域包括支援センターが異なる場合がありますので、各地域包括支援センターにお問い合わせください。

いしまでもいぎいきとすこやかに暮らすために  
 介護保険制度が改正されました

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月にスタートし、6年が経過しました。現在も高齢者は年々増加する状況で、特にひとり暮らしの高齢者が急増し、制度の持続可能性を高めるための抜本的な改革が必要となり、4月に制度が改正されました。  
 改正後の制度は、超高齢社会に対応できる新たな仕組みへと変更され、明るく活力ある長寿社会をめざし、「介護予防」に重点を置いています。  
 市では、いつまでもいきいきとすこやかに暮らし続けることができるよう、「第3期所沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。  
 今回の改正の概要についてお知らせします。

仲間との活動で  
長い健康寿命

萩原 釧さん  
(向陽町在住)

日ごろ、地域と密着している長生クラブで、仲間と元気に楽しく活動しています。平均寿命は延びていますが、有意義に過ごして健康寿命を長く保つことが大切ですね。  
 日常生活での健康面への配慮に加え、地域でのコミュニケーションを活発にすることで、お互いを気にかけてくれる生活をしていくことも重要です。  
 改正後の制度には、健康寿命を延ばすこと、ひとり暮らしの方へのサービスの充実を期待しています。

満足した人生を送るために

音山 眞理子さん  
(下富在住)

夫を4年間介護した経験があります。それがきっかけで、自分も満足した人生を送ることを真剣に考えるようになりました。  
 3年前から、介護相談員として施設を週1回訪問しています。利用者の運動機能の向上ぶりや明るい表情を見ると、介護予防の大切さを痛感します。  
 どんな年齢の重ね方をしていくかといった意識改革をしていくことが大切であり、今回の改正がよいきっかけになればと願っています。